

平成29年第7回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 平成29年7月20日（木）午前10時00分

2 閉 会 日 時 平成29年7月20日（木）午前10時40分

3 場 所 小国町役場4階 委員会会議室

4 出席した委員	1 番	大 谷 健 人	5 番	安 部 茂
	2 番	小 嶋 剛	6 番	伊 藤 実 千 昌
	3 番	舟 山 秋 子	7 番	横 山 信 一
	4 番	川 崎 吉 巳		

5 出席した職員	事 務 局 長	齋 藤 勉
	事務局次長	渡 辺 久 光
	農地調整係長	加 藤 智香子
	書 記	齋 藤 香 穂

6 付 議 案 件

選第 1 号 小国町農業委員会会長の互選について

会期の決定

選第 2 号 小国町農業委員会会長の職務を代理する委員の互選について

議第 1 1 号 小国町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

議第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

(所有権移転)

議第 1 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について

(所有権移転)

報第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

事務局長 この度は、農業委員会等に関する法律の改正により、小国町農業委員会委員に就任されまして最初の総会であります。

最初に行われる総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、町長が召集することと定められております。

町長が所要のため、代わって、副町長から一言ご挨拶を申し上げます。

副町長 (挨拶)

事務局長 副町長につきましては、この後公務がございますので退席とさせていただきます。

(副町長 退席)

地方自治法第107条におきまして、議長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行うとの規定がございます。

本総会につきましても、その規定を準用いたしまして、出席委員中 横山信一委員が年長者でありますので、臨時の議長をお願いすることといたします。

それでは、横山委員、議長席へご着席をお願いいたします。

(横山委員 議長席へ着席)

臨時議長 ただいま、ご紹介をいただきました横山でございます。

年長の故をもちまして、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、委員総数7名中7名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第7回小国町農業委員会総会を開会し、直ちに会議を開きます。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただ今着席のとおりといたします。仮議席は、公募の届け出順で指定しております。

(仮議席指定)

臨時議長 続きまして、日程第2、選第1号「小国町農業委員会会長の互選について」を上程します。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に、会長は、委員が互選した者をもって充てると定められております。

いかなる方法で行ったらよいかお諮りいたします。

伊藤委員 推薦による選出を提案いたします。

臨時議長 ただいま、伊藤委員に推薦による互選方法の提案をいただきました。
他に、ご意見はございませんか。

(無しの声)

臨時議長 無いようですので、会長は推薦による方法で選出することにご異議ございませんか。ご意見のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長 無いようでございますので、会長の互選は、推薦による方法に決定いたします。

臨時議長 それでは、推薦を受け付けます。

大谷委員 私は前回の実績のある横山信一委員を推薦します。

臨時議長 ただいま大谷委員より横山信一委員を推薦する意見がありましたが、他にございませんか。

他に推薦のご意見が無いようでございますので、横山信一委員を会長に決定することにしてよろしいですか。異議の無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長 それでは、横山信一委員を農業委員会会長に決定いたします。
これをもちまして、臨時議長の任を解かせていただきます。

(臨時議長降壇し席に戻る)

事務局長 あらためまして会長となられました横山信一委員におかれましては、議長席にご着席のうえ、ご挨拶をお願いしたいと思います。

会 長 (就任あいさつ)

議 長 それでは、議事を再開いたします。議事日程第 1 の 2 を追加し、「議席の決定」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局長 議席の決定については、小国町農業委員会会議規則第 4 条の規定により「くじ」によるものと定められていますが、これまでの慣例によりまして、会長を 7 番議席とし、外の 6 名の委員全員が「くじ」を引いて決定することとしていかがでしょうか。

会 長 ただいまの説明のとおり決するにご異議ございませんか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

異議無しと認め、ただ今より、仮議席番号順に「くじ」を引くこととしていかがですか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

異議無しと認め、ただ今より、事務局がくじ箱を持ちまわりますので、仮議席番号順に引いてください。

(齋藤書記 くじ箱を持ち回り順番に引いてもらう)

事務局長 委員の議席番号の発表をさせていただきます。

(委員の議席番号発表)

議 長 それでは、くじを引きました番号の議席に着席をお願いいたします。ここで暫時、休憩いたします。

(休憩)

会議を再開いたします。

日程は、皆様方に配布のとおりですが、会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議無し)

異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。つづきまして日程第3「議事録署名委員の指名」を行います。1番大谷委員、2番小嶋委員の両名をお願いいたします。

次に日程第4 選第2号「小国町農業委員会会長の職務を代理する委員の互選について」を上程いたします。会長代理の互選について、いかなる方法で行ったらよいかお諮りいたします。

3番委員 会長の指名による選考にしてはいかがでしょうか。

議長 会長の指名による推薦ということでございますが、ほかに、ご意見はございませんか。

(無しの声)

無いようですので、それでは私から職務代理を推薦させていただきます。川崎吉巳委員を会長の職務を代理する委員に提案します。ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

異議無いようでございますので、会長の職務を代理する委員は、川崎吉巳委員に決定いたしますので、皆さんの拍手をお願いします。

次に議第11号「小国町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条により、農業委員会が委嘱することとなっております。事務局に説明を求めます

事務局長 (説明)

議長 それでは直ちに採決いたします。

議第11号「小国町農地利用最適化推進委員の委嘱について」賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛同を得ましたので、よって議第１１号「小国町農地利用最適化推進委員の委嘱について」議案のとおり委嘱することに決定いたします。

つづきまして議第１２号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第１２号について、事務局に説明を求めます。

事務局 （説明）

調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

３番委員 それでは私から報告いたします。７月１４日の午後５時３０分、私と前委員の渡部さんと二人で、譲り渡し人の■■■さん、譲受人の■■■さんの代理人となります■■■さん、■■■さんに立ち会いいただきまして、現地の確認と聞き取り調査を行ってまいりました。

申請地は現在アスパラの栽培がされておりました。譲り受け後もアスパラ等を作付けして、畑地として利用していくことを確認してきました。

議長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。
ございませんか。

無いようでございますので、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第１２号番号１について、申請どおり、許可することに異議の無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

異議無いようでございますので、議第１２号番号１について、申請どおり許可することとします。

次に、議第１３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。

議第１３号について、事務局に説明を求めます。

事務局 （説明）

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

3 番委員 先ほどの議第 12 号の案件と一緒に聞き取り調査を行ってまいりました。
申請地については現在何も作付けされておらず、原野の状態になっておりました。譲受人の希望として、業務拡張のために駐車場として埋め立てて利用したいということで、申請内容に相違ないことを確認してまいりましたので、報告いたします。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。
ございませんか。

6 番委員 ■■さんの農地ですけど、この他に、向こう側などに田んぼとかはあるのでしょうか。

3 番委員 いま駐車場にする部分はちょうど■■■■の裏。作業車の通れる農道がちょっとあって、その脇に 3 条申請の田んぼをアスパラ畑として利用していてその他はなにもないようでした。

6 番委員 ■■さんの土地は無いと。

3 番委員 申請のあった土地しか確認していません。

6 番委員 周囲にまだまだ土地があるとすれば、水利とかいろいろなものが関わってくるのでは。

3 番委員 その脇は河川になっていて、農地は無いと思われます。

6 番委員 無ければ結構です。

4 番委員 貸し駐車場というのがよくわからない。駐車場として埋め立てて、誰かに貸すのでしょうか。

3 番委員 ■■さんが埋め立てして、駐車場として■■■■さんに貸すとのこと。

議 長 ほかにございませんか。

(無しの声)

無いようでございますので、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第13号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を付して、県に進達することに異議無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第13号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を付して、県に進達することにいたします。

次に報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。

報第5号について事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 本日の議案は、以上でございます。
以上をもちまして第7回農業委員会総会の全日程を終了いたします。
本日は、大変ご苦労さまでした。

(午前10時40分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

平成２９年７月２０日

議 長

署名委員

署名委員